

2021年3月吉日

お客様各位

伊豆急行株式会社

水道料金の過剰請求分の返却について（お詫び）

拝啓 平素より弊社水道事業に対しご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般水道料金のご請求に際し、弊社では2019年10月1日の消費税率改定に伴い、使用料金に乗ずる消費税額1円未満端数の処理方法を、従前の「四捨五入」から「切り捨て」に変更したにも関わらず、請求システムの設定変更の不手際により、「四捨五入」で計算し、お客様より過剰に水道料金を徴収してしまっていた事実が判明いたしました。

つきましては、過剰徴収しておりました金員を、誠に勝手ながら下記によりご返金させていただきます。

なお、2021年3月の請求分からは、本来の1円未満端数を「切り捨て」にてご請求させていただきます。

この度は、多大なるご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、同様事例の再発防止に万全を期し、十分な確認手続きをとった上で慎重に業務を進めてまいります。

今後とも、弊社水道事業に対し変わらぬご愛顧賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

ご返金の方法

1. 過剰に水道料金を徴収してしまいましたお客様には、2021年3月のご請求書と一緒に過剰請求内容の明細を記載した書状を送付させていただきます。
2. 2021年5月の請求金額から過剰徴収(最大過剰徴収額7円)していた金員を差し引くことによりご返金に代えさせていただきます。

【お問い合わせ先】 事業主 伊豆急行株式会社

運輸部 技術課

電話 0557-53-2105

時間 9時30分～17時00分

管理委託先 株式会社伊豆急コミュニティー

不動産事業部 業務課

電話 0557-53-1117

時間 9時30分～17時00分